

## 2024-6 税務・労務・法務情報

### BIR新規則

#### ・ RMC (Revenue Memorandum Circular)

#### 2024-60 源泉徴収漏れの費用の取扱

納税簡素化法施行に伴い発出されたRR2024-4（第6条：控除可能費用の追加要件撤廃）についてのガイドラインです。

1. 納税簡素化法の施行は2024年1月22日となっているところ、現在進行中の過去課税期間に対する税務調査の取扱について疑義が生じている
2. 2023年度以前の対象期間については、従前の規則通り、源泉徴収漏れ費用は控除不可とする
3. 2024年度以降については、源泉徴収漏れが発生していても控除可能費用とする

\*しかしこのガイドラインは誤っています。本稿5月号でも触れていますが、RR2018-06により「源泉徴収漏れ費用も控除可能」と改定済みです。納税者不利な規定の遡及適用であり、無効ではないかと考えます。

#### 2024-64 不動産取引における契約書日付遡及について

不動産取引に係る税務は、原則、提出された契約書等書面のノータライズ日付により課税される。一方、契約日からの納税遅延についてはペナルティーの対象とされる。契約書日の遡及締結の場合には、その書面提示の日の有効な法により課税される。

### SEC新規則

#### ・ SEC Opinion

#### 2024-07 取締役の居住要件撤廃について

新会社法の施行により、取締役の過半数の居住要件が撤廃されています。全ての取締役を非居住者とする可否について照会したものです。SEC回答は、可とし、取締役数については、新会社法下では、2名～15名との注釈をしています。

#### 2024-09 外国法人の比国内事業遂行について

100%外国法人が比国法人の株式所有だけを事業とする場合に、比国内での事業登録の必要性の有無について照会したものです。SEC回答は、単純な株式投資は国内事業に従事するものと解さないというものです。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)